

令和7年 第2回定例会

予算決算常任委員会記録（第1号）

令和7年6月25日（水曜日）

午前10時00分 開会

午後 1時36分 散会

○出席委員（27名）

委員長	19番	外崎勝康	委員	副委員長	11番	坂本崇	委員
	1番	須藤江利加	委員		2番	工藤裕介	委員
	3番	志村洋子	委員		4番	三浦行	委員
	6番	工藤賢生	委員		7番	竹内博之	委員
	8番	樋川篤子	委員		9番	竹浪敦	委員
	10番	成田大介	委員		12番	齋藤豪	委員
	13番	蛭名正樹	委員		14番	畑山聡	委員
	15番	石山敬	委員		16番	木村隆洋	委員
	17番	千葉浩規	委員		18番	野村太郎	委員
	20番	尾崎寿一	委員		21番	蒔苗博英	委員
	22番	松橋武史	委員		23番	石岡千鶴子	委員
	24番	三上秋雄	委員		25番	佐藤哲	委員
	26番	工藤光志	委員		27番	清野一榮	委員
	28番	田中元	委員				

○出席理事者

企画部長	神雅昭	総務部長	堀川慎一
財務部長	今井郁夫	市民生活部長	佐藤真紀
福祉部長	秋田美織	健康子ども部長	佐伯尚幸
健康子ども部スポーツ局長	堀子義人	農林部長	澁谷明伸
商工部長	岩崎文彦	観光部長	白戸麻紀子
建設部長	木村和彦	都市整備部長	小山内孝紀
上下水道部長	京野直文	教育部長	森岡欽吾
選挙管理委員会事務局長	奈良道明	秘書課長	太田尚亨
防災課長	福士智広	財政課長	種市穂
収納課長	三上透	市民協働課長	土岐康之

環境課長 葛西正樹
生活福祉課長 間山博樹
スポーツ振興課長 若松義人
商工労政課長 佐々木幸生
道路維持課長 竹村隆史
建築指導課長補佐 福士寛志
公園緑地課長 鳴海淳
学校整備課長 安田広記
選挙管理委員会事務局次長 笹 広人

福祉総務課長 高屋 憲
こども家庭課長 清野 悟
農政課長 一戸拓利
観光課長 早坂謙丞
建築住宅課長 伊藤信明
地域交通課長 羽賀克順
上下水道部総務課長 中村洋幸
文化財課長 石岡博之

○出席事務局職員

事務局長	西谷慎吾	次長	竹内孝行
主幹兼議事係長	蝦名良平	主査	須藤弘毅
主事	外崎容史	主事	田村宣樹
主事	飯田大空		

午前10時00分 開会

◎委員長（外崎 勝康委員） これより、予算決算常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は27名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、予算決算常任委員会に付託された議案は、議案第77号、議案第79号から第81号まで及び議案第92号の以上5件であります。

なお、審査に先立ち委員の方をお願いいたします。質疑される方は、質疑する款項目かページを申し添えて質疑願います。

答弁される理事者の方へお願いいたします。答弁する際は、職名を添えて大きな声で委員長に発言を求めています。また、時間の関係もありますので、答弁は要領よく簡潔に願います。

まず、議案第77号事件処分の報告及び承認について（事件処分第7号）を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長（今井 郁夫） 議案第77号事件処分

の報告及び承認について御説明いたします。

事件処分第7号は、令和6年度弘前市一般会計補正予算（第19号）であり、歳入において、自動車重量譲与税、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、地方交付税、臨時道路除雪事業費補助金及び市債などが年度末に至り決定されたことにより、それぞれの予算計上額を整理したほか、繰越明許費及び地方債の補正をしたものであり、これらの措置に急を要したため処分したものであります。

繰越明許費の補正は、運動公園整備工事に係る追加1件であります。

地方債の補正は、福祉車両更新事業などに係る廃止8件及びLED防犯灯整備事業などに係る変更46件であります。

初めに、歳出予算について御説明いたしますので、18ページを御覧ください。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費から、25ページの10款教育費5項保健体育費4目学

校給食総務費までは、地方債の額が決定したことなどに伴う財源調整を行ったものであります。

次に、歳入予算について御説明いたしますので、8ページにお戻り願います。

2款地方譲与税から16款国庫支出金まで及び23款市債は、それぞれ交付額の決定などにより予算計上額を整理したものであります。

20款繰入金の1億5227万5000円の減額は、財政調整基金繰入金を減額したもので、これをもって予算全体の調整を図ったものであります。

説明は以上であります。

◎委員長（外崎 勝康委員） 本件に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本件に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

◎委員長（外崎 勝康委員） 次に、議案第79号令和7年度弘前市一般会計補正予算(第3号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長（今井 郁夫） 議案第79号令和7年度弘前市一般会計補正予算(第3号)について御説

明いたします。

その内容は、歳入歳出予算の総額に1億5561万5000円を追加し、補正後の額を885億8361万5000円とするほか、繰越明許費及び地方債の補正をしようとするものであります。

繰越明許費の補正は、消防自動車整備事業に係る追加1件であります。

地方債の補正は、公園災害復旧事業に係る追加1件であります。

それでは、歳出予算について御説明いたしますので、10ページを御覧ください。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の685万円は、名誉市民顕彰事業に係る経費を計上するものであります。

9目住民自治振興費の490万円は、一般コミュニティ助成事業費補助金を計上するものであります。

2項徴税费2目徴收費の1265万5000円は、総合収納システム改修業務委託料を計上するものであります。

11ページを御覧ください。

4項選挙費3目参議院議員選挙費の356万円は、選挙事務に係る報酬を追加するものであります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の571万5000円は、民生委員及び児童委員の活動費を追加するほか、災害弔慰金を計上するものであります。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費の247万5000円は、私立保育所等ICT化推進事業費補助金を追加するものであります。

4目児童福祉施設費の129万8000円は、児童館等管理工事を追加するものであります。

12ページを御覧ください。

3項生活保護費1目生活保護総務費の508万6000円は、生活保護システム改修業務委託料を追

加するものであります。

5 款労働費 1 項労働諸費 1 目労政費の187万5000円は、東京圏学生地方就職支援金を計上するものであります。

6 款農林水産業費 1 項農業費 3 目農業振興費の1271万6000円は、遊休農地再生事業費補助金及び農作業省力化・効率化対策事業費補助金を追加するものであります。

13ページを御覧ください。

7 款 1 項商工費 2 目商工振興費の658万9000円は、中心市街地活性化基本計画策定事業に係る経費を計上するほか、空き店舗対策事業費補助金を追加するものであります。

6 目観光施設費の60万5000円は、岩木山登山道等整備事業に係る経費を追加するものであります。

8 款土木費 4 項都市計画費 4 目交通政策費の4400万円は、弘前市地域公共交通会議負担金を追加するものであります。

14ページを御覧ください。

5 項住宅費 1 目住宅管理費の1931万9000円は、市営住宅等管理工事を追加するものであります。

2 目建築指導費の523万6000円は、特定空家等行政代執行(除却)業務委託料を計上するものであります。

9 款 1 項消防費 4 目災害対策費の291万5000円は、排水ポンプシステムの運用に係る経費を追加するものであります。

10 款教育費 2 項小学校費 1 目学校管理費の426万4000円及び15ページの3 項中学校費 1 目学校管理費の225万9000円は、小中学校のインターネット回線の更新に係る経費を計上するものであります。

4 項社会教育費 2 目文化財保護費の808万2000円は、公開武家住宅の修理に係る経費及び伝統的建造物群保存地区内修理修景事業費補助金を追加

するものであります。

5 項保健体育費 2 目体育施設費の96万円は、岩木海洋センターへのスポットクーラー設置に係る経費を追加するものであります。

16ページを御覧ください。

11 款 1 項災害復旧費 2 目公園災害復旧事業費の425万6000円は、弘前城二の丸未申櫓災害復旧事業に係る経費を計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明いたしますので、6 ページにお戻り願います。

歳出予算に対応する特定財源として、16 款国庫支出金、17 款県支出金、20 款繰入金のうち地域経済活性化基金繰入金、22 款諸収入、23 款市債をそれぞれ計上するほか、20 款繰入金のうち財政調整基金繰入金の追加8808万円をもって、全体予算の調整を図るものであります。

説明は以上であります。

◎委員長(外崎 勝康委員) 本案に対し、御質疑ありませんか。

◎3番(志村 洋子委員) 私からは、8 款 5 項 2 目、特定空家等行政代執行(除却)業務委託料についてお伺いいたします。

新聞等の報道によりますと、弘前市として初めての行政代執行、また、略式代執行による除却が実施されるとのことではありますが、まず、行政代執行と略式代執行の違いをお聞かせください。

また、代執行に至った経緯も併せてお伺いします。

◎建築指導課長補佐(福士 寛志) まず、行政代執行と略式代執行の違いについてお答えいたします。

行政代執行は、空家法第22条第9項に定められておりまして、特定空家等の所有者が助言または指導、勧告に従わず、さらに命令による措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、または履行しても措置期限までに完了する見込みのな

いときに、行政代執行法の定めによるところに従い、所有者のなすべき措置を行政が行うことができるものであります。

一方、略式代執行は、空家法第22条第10項に定められておりまして、特定空家等の登記名義人が死亡し、その相続人がいない場合など、過失がなくて措置の命令をする者を確知できない場合において、その措置を行政が行うことができるものであります。

続きまして、経緯ということでありまして、お答えいたします。

まず、中野三丁目の特定空家につきましては、空家法に基づき、令和元年度から所有者に対し改善措置の指導、勧告を再三にわたり行ってまいりましたが対応しておりません。そのため、本年1月30日付で所有者に対し改善措置の命令をして、措置期限を本年4月30日としましたが、これにも対応することがなく、倒壊した場合に通行人などへ及ぼす危険性が著しく高いため、空家法に定めがある最後の手段である行政代執行による除却を行う判断をしたものであります。

また、駒越地区内の特定空家等につきましては、所有者を確知できないものでありまして、昨冬の豪雪により空家等の状態が著しく悪化し、倒壊した場合に通行人などへ及ぼす危険性が著しく高いということから、略式代執行による除却を行う判断をしたものであります。

◎3番（志村 洋子委員） ありがとうございます。周囲や通行する市民の安全確保のために実施されることが分かりました。

今回は2件分で523万6000円、そのうち一般財源が122万1000円となっておりますが、この予算の内訳と、所有者への回収方法と、更地になった後の土地について、どういう扱いになるのかお聞かせください。

◎建築指導課長補佐（福士 寛志） まず、財源

ですけれども、行政代執行の費用279万4000円につきましては、全額を所有者に請求いたします。

略式代執行の費用は、国の空き家対策総合支援事業補助金において、費用の2分の1の補助を受けることができるもので、残りの2分の1を市が負担することを見込んでおります。

先に、代執行後の跡地はどうなるのかということについてお答えいたします。

行政代執行後の中野三丁目の跡地につきましては、所有者のものであることは変わりありませんので、仮に行政代執行の費用を所有者が納付しない場合、その土地を差押えて公売にかけることによって費用を回収する方法も考えられますので、その場合には公売によって購入した第三者の所有になる可能性も考えられます。

略式代執行後の駒越地区内の跡地につきましては、空き家と同様に所有者が存在しないため、現時点では跡地の活用まで見据えた明確な計画はありませんけれども、跡地の購入希望者がいる場合などは、利害関係者が相続財産清算人ですとか、所有者不明土地管理人の選任請求を裁判所に対して行う財産管理制度を活用することによって、跡地を活用することも可能であると考えております。

費用の回収方法についてお答えいたします。

行政代執行に要した費用につきましては、行政代執行法第5条に基づきまして、その全額を所有者に請求することになります。所有者が存在する中野三丁目の特定空家に関しましては、行政代執行の費用を全額所有者へ請求いたします。所有者が請求に応じない場合は、行政代執行法第6条第1項に基づきまして、国税滞納処分の例による強制徴収が認められ、国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有することから、財産差押えの手段を取る可能性もございます。

一方で、略式代執行を行う駒越地区の特定空家

等については、所有者及び相続人がいないため、費用回収の請求相手方がいないことから、現時点では費用回収はできないものでありますけれども、この場合に、国の空き家対策総合支援事業補助金において、費用の2分の1の補助を受けることができるものであるため、残り2分の1を市が負担するものであります。

◎3番（志村 洋子委員） 詳しく分かりました。ありがとうございます。

それでは、最後に意見要望を申し上げます。

今年の3月に改定された弘前市総合計画後期実施計画を見ると、これまでも空き家・空き地対策として様々な取組が実施されておりますが、団塊世代が後期高齢に達することにより、これまで以上に空き家が増加すると全国的にも非常に懸念されております。今後、行政・略式代執行を増やさないためにも、今まで以上にブラッシュアップされた取組の検討・実施をお願いして、終わります。

◎1番（須藤 江利加委員） それでは、私から四つの項目についてお伺いしたいのですけれども。

まず、11ページ、3款1項1目、民生委員等活動支援事業についてお伺いします。今回、事業の内容、7節のところになるのですけれども、報償費が追加になっています。事業概要も伺いたいのですが、今回の補正理由についても一緒にお伺いしたいと思います。

もう1点、3款3項1目、12ページに当たります、生活保護システム改修業務委託料追加というところがございました。本事業の事業概要について、今回の補正にシステム改修と記載があるわけですが、改修理由、内容についての詳細も一緒にお伺いしたいと思います。

続いて、15ページの10款4項2目18節に当たり

ます、伝統的建造物群保存地区修理修景事業補助金について。こちらの事業概要についてと、今回修理を行う修繕内容の詳細についても一緒にお伺いしたいと思います。

同じ15ページの10款5項2目、備品購入費なのですけれども、こちらは、岩木海洋センターの管理費になるかと思うのですけれども、事業概要についてと、今回、備品の購入ということなので、購入内容についての詳細を詳しくお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

◎福祉総務課長（高屋 憲） まず、民生委員活動費についてお答えいたします。

民生委員活動費は、民生委員の日々の活動に係る必要な経費の実費相当として、各民生委員に支給しているものでございます。

このたび、青森県から本年4月3日付で、本年度の民生委員活動費に係る交付金を見直して、1,800円増額する旨の通知がございました。これを受けまして、当市における民生委員活動費、現在年額6万9000円となっておりますところを、1,800円増額いたしまして、7万800円とすることとして、補正予算を提出したものでございます。

◎生活福祉課長（間山 博樹） 生活保護適正実施推進事業の概要と補正の内容についてお答えいたします。

適正実施推進事業のうち今回補正するのは、生活保護システムの改修に係る委託料でありまして、改修の内容といたしましては、生活保護法の改正によるものと、国の被保護者調査の項目変更等によるものの2点がございます。

一つ目の法改正につきましては、令和7年10月1日施行予定の生活扶助基準の見直しによるものです。生活扶助基準につきましては、国において、低所得世帯の消費実態や社会経済情勢等の調査結果に基づき、必要に応じて改定を行っており、前回の改定では、物価や賃金などの水準等を

総合的に勘案して、令和5年度から6年度までの臨時的・特例的な対応として、受給者1人につき月額1,000円の加算を実施しております。今回の改定は、国ではこれまでの臨時的・特例的措置を継続して、当面2年間の措置で実施するものですが、基準生活費に係る経過的加算額を見直した上で、入院・入所者を除く居宅基準の受給者1人につき、これまでの月額1,000円の特例的な加算について、1,500円への引上げを行うものです。

二つ目の、被保護者調査の項目変更等につきましては、厚生労働省が実施している被保護者調査のためのシステムにおいて、令和8年度より調査項目の変更、エラーチェックプログラムの修正等の改修が行われることから、当市のシステムもそれに対応した改修を行う必要があるものです。

いずれも令和7年度中に行わなければならない改修であることから、今回の補正としたものです。

◎文化財課長（石岡 博之） 伝統的建造物群保存地区の補助金について答弁いたします。

伝統的建造物群保存地区は、文化財法第104条において、伝統的建造物群及びこれと一体となしてその価値を形成している環境を保存するため、市町村が定める地区と定義されており、町並みの景観が特に価値があると認められている地区であり、弘前市仲町は昭和53年5月31日付で、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されております。その仲町の保存地区において、地区住民が行う伝統的建造物の保存のために行う修理事業と、景観を維持・向上させるために、伝統的建造物群以外の建築物、工作物、生け垣等の新築等による修景事業があります。市はこれらの地区住民等が行う修理修景事業に対し、その経費の一部を補助しているものであります。

今回の補正予算と当初予算を合わせまして、母屋かやぶき屋根修理1件、薬医門修理1件、庭園

修理1件、生け垣修理4件、サワラ生け垣修理15件の計22件の修理修景事業が実施されることとなります。

◎スポーツ振興課長（若松 義人） 10款5項2目の備品購入費の概要と購入の内容につきまして説明させていただきます。

事業の概要としては、夏場の熱中症等への対策といたしまして、B&G財団の熱中症対策事業というものがあるのですが、こちら100万円を上限として、助成率が100%という事業になるのですが、こちらを活用しまして、岩木B&G海洋センターのほうにスポットクーラーを設置するものになってございます。

このスポットクーラーというものは、エアコンの室内機と室外機が一体となった冷風機みたいなものでして、全部、広い範囲を冷やすわけではございませんが、一部分だけを冷やすクーラーみたいな形のものでございまして、現時点ではスポットクーラーを6台購入する予定にしております。

◎1番（須藤 江利加委員） 答弁ありがとうございました。

順次、2回目の質疑をさせていただきたいと思うのですが、先ほど、3款1項1目の民生委員の活動費について伺いました。補正内容等も伺いまして、増額になるということで、今、民生委員が大変少なくなっている中で、対応していただけるといいなと思ったわけですが、今後やらないといけないと思うのですが、この支給方法と増額分を含めた支払いはどのように行っていくのかと、また周知の方法についても併せて伺いたいと思います。

もう一つが、3款3項1目の生活保護適正実施推進事業、こちらの状況についてはシステム改修であるので、いろいろ改修しなければ対応できないということは、今の説明で分かりました。

先ほどのお話ですと、特例加算が1,500円に引き上げられたということなのですが、こちらの対象者の人数、また、その効果についても併せて伺いたいと思います。

続きまして、10款4項2目の伝統的建造物群の補助金についてですけれども、ある程度、やはり冬の雪の影響が大変だったのだなというふうには分かったのですが、これというのはやはり今回だけではなくて、毎年いろいろなことがあるかなと思うわけなのですけれども、これまでの実績について、過去5年間程度で構いませんので、件数等について伺いたいと思います。

最後の、10款5項2目の海洋センターのスポットクーラーの話、何となくは理解しました。スポットクーラーを私もちゃんと見たことがないので、この購入したもののもうちょっと具体的なイメージ像というのをもう少し聞きたくて、あとはその置き場所ですね。海洋センターのこういった場所に置くのかということも併せて伺いたいと思います。お願いします。

◎福祉総務課長（高屋 憲） 民生委員活動費の支給方法と周知の方法ということでお答えいたします。

民生委員活動費の支給につきましては、1年を7月、10月、1月、4月の4期に分けて、各民生委員の個人の口座に振り込んでおまして、このたびの増額分につきましては、今年度12月に民生委員の一斉改選を控えておりますことから、新旧の民生委員に公平に支給するために、4期に増額分を分けて支給したいと考えております。

活動費の増額に関する周知につきましては、7月に開催されます市の民生委員児童委員協議会定例会におきまして、各地区の会長に説明して周知を図りたいと考えております。

◎生活福祉課長（間山 博樹） 生活保護費の特例加算の対象者の人数についてお答えいたしま

す。

これまででは一律に1人につき月額1,000円の特例的加算となっておりますが、今回の法改正により、入院及び介護施設への入所中の方を除く在宅の受給者については、1,500円への引上げが行われます。

人数につきましては、令和7年6月1日現在で、引上げが行われる対象者が3,852人、現行のまま維持となる対象者が196人となっております。

続きまして、改修による効果についてということでお答えいたします。

今回の改修に関して、国の被保護者調査は、全国の福祉事務所に対して統一した内容で行われているものですので、当市のシステムも厚生労働省の変更及び修正に対応した改修を行うことで、これまでどおりスムーズに報告できるものと考えております。

◎文化財課長（石岡 博之） 過去5年間の補助金の実績についてお知らせいたします。

令和2年度は2件で40万円、令和3年度は6件で63万8000円、令和4年度は3件で143万4000円、令和5年度は4件で40万7000円、令和6年度は4件で71万円、合計5か年で19件、358万9000円となっております。

◎スポーツ振興課長（若松 義人） スポットクーラーの具体的なイメージと、あと、どこに設置するかということについてでございますけれども、スポットクーラーにつきましては、大きい空気清浄機、箱型の空気清浄機をイメージしていただければいいかなと思うのですけれども、こちらにキャスターがついたような形を今想定してございまして、前面から涼しい風、背面からはダクトを通して熱風が出てくるというものになってございます。設置場所につきましては、岩木海洋センターの体育館及び会議室がございまして、そち

らのほうに、まだ台数等、これから設置の台数を考えていくのですけれども、まずはその2か所に設置していきたいと考えてございます。

◎1番（須藤 江利加委員） ありがとうございます。

最後、3回目の質疑をさせていただきたいのですけれども、3款3項1目の生活保護適正実施推進事業に関してなののですけれども、大体のことは分かってまいりましたが、先ほど来、お話の中で、調査という言葉が出てきているのですけれども、被保護者調査とか市での調査というところの、その調査の業務の内容というのはどのようなことを行っているのかというのを具体的に最後お伺いします。

あとは、10款4項2目の伝統的建造物群の補助金の件につきましてなのですが、5年間の状況は見えてきて、やはり少なからず、多いというべきなのかあれですけれども、今回の提示いただいた分よりは、5年間の推移を見ると少ないイメージは持ったのですけれども、今回のこの時期に補正予算にしたという理由、この時期になったタイミングがなぜなのかというのを最後にお伺いできればと思います。お願いします。

◎生活福祉課長（間山 博樹） 調査の内容についてお答えいたします。

被保護者調査は、厚生労働省において、被保護世帯の受給状況を把握し、生活保護制度及び厚生労働行政の企画・運営に必要な基礎資料を得ることを目的として、各福祉事務所に対し、毎月定められた期限までに生活保護業務データシステムへのデータ入力による報告を求めているものです。

当市では、毎月、業務で使用している生活保護システムから統計に必要なデータを抽出し、厚生労働省に報告を行っております。

調査項目につきましては、生活扶助、医療扶助などの保護の種類別や、高齢世帯、傷病者世帯な

どの世帯類型別、労働力類型別のそれぞれの世帯数のほか、保護の開始・廃止となった方の件数、また、その理由や世帯状況別の内訳など、これらも対象となっております。

◎文化財課長（石岡 博之） 令和7年度の当初予算に計上された補助金につきましては、令和6年度——前の年に地区住民から寄せられた事業の要望に基づいて、事業費を算定して予算化したものです。

しかしながら、昨冬の豪雪により、雪解け以降に伝統的建造物群保存地区において、雪害の実態が明らかになり、所有者より多くの修理修景事業の要望が寄せられたことや、雪害を受けて破損した状況のままでは今冬の降雪により破損がさらに進行する懸念があるために、雪が降る前に修理完了に要するために、今回の定例会に補正予算として議案を提出させていただいたものであります。

◎4番（三浦 行委員） 私からは2項目質疑いたします。

まず、8款5項1目、市営住宅等管理工事追加についてです。

資料を見ると、市営住宅の被害は多く、54か所も復旧工事があるとお聞きしましたが、概要をお伺いします。

雪下ろしは大変だと思いますが、建物や物置はどなたが雪下ろししているのかをお伺いします。

次に、9款1項4目、水防事業についてです。

排水ポンプシステムの追加の事業と伺いました。今回どうして追加になったのか、追加の概要をお伺いします。また、このシステムが導入されると、どういう効果があるのかお伺いします。

◎建築住宅課長（伊藤 信明） 市営住宅等管理工事追加の概要でございますけれども、昨冬の大雪の影響を受け破損した市営住宅及び共同施設である集会所の雪害復旧に係る修繕工事費用として、市営住宅等管理工事の予算を補正しようとする

るものです。

雪害の内容ですけれども、平屋建てや2階建ての、いわゆる長屋タイプの市営住宅の軒折れが3か所、集会所の軒折れが1か所、ドアや窓の破損が2か所、ベランダ手すりの破損が3か所、屋外に設置してある入居者用のプレハブ物置の破損が45か所で、全54か所、1931万9000円の工事費を見込んでおります。

住宅の修繕工事の際には、多少の工事音はするとは思いますが、基本的には入居していただきながらの工事を想定しております。

ちなみにですけれども、ドアや窓が破損した2か所につきましては、空き部屋となっております。

次に、建物の雪下ろしは誰がするのかという御質問でございます。平屋と2階建ての、いわゆる長屋タイプの市営住宅と、屋外に設置している物置の雪下ろしは、これまでも入居者の皆様をお願いしております。このことは、入居の際にお渡ししている市営住宅入居のしおりにも掲載しており、協力をお願いしているものでございます。

ただ、長屋タイプ住宅の雪下ろしは、屋根に上がって雪下ろしをするということではなくて、せり出した屋根の雪庇を落とさせていただくことをお願いしているものでございます。

なお、高齢や体が不自由などという理由から、雪下ろしができないと相談があった場合には、置かれている状況に配慮しながら適切に対応しております。

また、空き部屋の雪下ろしについては、指定管理者が行うものでございます。

◎防災課長（富士 智広） 今回の追加の内容と排水ポンプシステムの効果ということでございます。

前後しますけれども、まず、排水ポンプシステムにつきましては、令和4年8月の大雨による水

害を機に、大雨などによる住宅地の浸水被害を最小限に抑えるために、令和5年度に購入したものでございまして、排水を行うための水中ポンプや動力操作装置で構成されまして、大雨による浸水被害現場等において、排水可能な可搬式のシステムとなっております。

今回の追加の内容でございますけれども、この排水ポンプシステムを運搬するトラックの借上料と延長用ホース等の購入費となっております。

まず、トラックの借上料でございますが、この排水ポンプはトラックに積載・運搬して作業するものでございますが、昨年度明許繰越しして契約した専用トラックの納車予定が10月末頃となることから、これからの出水期に向けて納車までの間、速やかに災害対応を行うことができるよう、トラックを借上げして対応しようとするものでございます。

次に、延長用ホース等の備品購入でございますが、本年4月に豪雪の影響で冠水したりんご園地の排水作業を実施したところ、長さ30メートルの動力油圧ホースでトラックを近くまで配置できずに、また排水ホースにつきましても100メートルで排水場所に苦慮したことから、有事の際の作業員の安全確保と、多種多様な災害に対応するため、必要な延長用油圧ホースと10メートルの排水ホース2本を追加購入するものでございます。

◎4番（三浦 行委員） 市営住宅の工事の要望ですが、当市はまだまだ古い建物が多いです。今回は建て替えが必要ななかったとのことですが、住めなくなった住居者が出た場合は、速やかに新しい住居に移れるように、また、入居者の意向に添える体制を要望します。

あと、市営住宅は病気の方、障がいのある方が多く、市としても、雪片づけは注意して、できるだけの支援をお願いします。

あと、水防事業のほうに、こちらも要望です

が、3年前の豪雨では大川周辺の畑が水没しました。今年の春も大雪の雪解けで園地が冠水したということですが、これからも多くなると想定される災害への、特に大川地区の手厚い対策を要望して終わります。

◎15番(石山 敬委員) 私からは、6款1項3目、遊休農地再生事業費補助金について1点質疑いたします。

この遊休農地再生事業費補助金の増額補正というのは今回が初めてと思われるのですけれども、まず、補正に至った経緯についてお伺いします。

◎農政課長(一戸 拓利) この補助金は平成30年度から始めた事業で、補正というのは今回が初めてになります。

それで、今年度、この補助金の募集を4月1日から4月30日までという形で募集したところ、8件の方からお申込みがありまして、例年より2件ほど多いというぐらいではあるのですけれども、ただ対象となる面積が今回6.6ヘクタールということで、これまでの平均と比べると2.7ヘクタール多くなったことが増額となった大きい理由ではあるのですけれども。

あとはもう一つ、この補助事業の制度の見直しをしておりまして、今年度から補助金の上限額を10アール当たり10万円に増額したということ、あとはそれに基づいて、実質支出額の2分の1以内の額を補助するというふうになりました。

あとは、これまで農地法第32条第1項第1号の放任園のみを対象という形にしておったのですけれども、今年度から荒廃度合いが比較的軽微な農地、いわゆる2号規定の遊休農地も対象としまして、荒廃が進む前から解消の取組を進められるように制度を拡充したということも今回面積が増えたという要因だったのかなと思っております。遊休農地は放置しておきますと、近隣の農地の粗放園化、放任園化につながりますので、今回速やか

に対応する必要があるということで補正に至ったものであります。

◎15番(石山 敬委員) 補助の上限が10万円まで上がったということで、私も耕作放棄地の対応をする地元の地域の方々から聞くと、やはりマンパワーだけでは足りずに、結構業者とかも間に入ったりとかで、従来の金額だと足りないのではという声も多々伺っておりましたので、10万円に上がったというのは大変評価するところではあります。

対象の農地の要件を拡充したということでありまして、昨年度、市が策定した地域計画で、今回解消を予定している農地が目標地図上、どのように位置づけられるのかお伺いします。

◎農政課長(一戸 拓利) 今回事業を活用しようとしている予定の農地ですけれども、そのうちの約8割、5.3ヘクタールになりますけれども、それが目標地図上、10年後、耕作者が未定もしくは経営意向が不明というところがそれに当たっておりますので、この事業、それこそ遊休農地の解消のみならず、担い手の農地の集積・集約にもつながっておりまして、地域農業の活性化のためには非常に重要な事業だというふうに考えておりますので、今後もこのような農地の再生活動を支援していきたいと思っております。

◎15番(石山 敬委員) ありがとうございます。

制度の継続的な見直しと予算の確保を要望いたしまして、質疑を終わります。

◎14番(畑山 聡委員) 私から、2款4項3目の参議院議員選挙費、補正後の計が1億2431万8000円ですが、その内訳について教えていただけないですか。

◎選挙管理委員会事務局次長(笹 広人) 内訳ということですが、まず、選挙執行に係る経費の基準額を定めた法律が、去る6月4日に改

正され、最近の物価の変動等の影響から基準額が全面的に改定されたことに伴い、本市が定めている選挙事務報酬についても改定しようとするものであります。

改定の内容といたしましては、国の基準額が改定前と比較して約13%増加したことを参考に、管理者等を含めた投票事務及び開票事務の従事者報酬を、現在の報酬額から13%増加したいと考えております。これにより、投票事務従事者等については1人当たり3,000円、開票事務従事者については1人当たり2,000円の増額を予定しております。

また、各投票所の立会人、開票立会人等につきましては、現在の報酬額が改定前の国の基準額に近いことから、国の改定額を適用したいと考えております。具体的に申し上げますと、投票立会人報酬につきましては1万700円から1万2400円へ、開票立会人報酬につきましては8,800円から1万100円へとそれぞれ引き上げる予定としております。

以上、今回報酬額の改定を実施することにより、合計で356万円増加となることから、予算を補正して対応することとしたものであります。

◎16番(木村 隆洋委員) 私のほうから1点お伺いしたいと思います。

13ページ、7款1項2目商工振興費の中の中心市街地活性化基本計画策定事業についてお伺いたします。

議会運営委員会で配付された資料を拝見すると、第3期中心市街地活性化基本計画策定に向け市民会議を実施するというふうにあります。

まず、冒頭3点お伺いしたいと思います。

一般質問等で、この市民会議の中身に関して答弁がありました。弘前大学と共同研究で進めるというふうには、2名の学識経験者をアドバイザーに任命するというようなお話もありました。

まず1点目、このアドバイザー業務委託料10万7000円の内訳をお伺いいたします。

2点目についてお伺いいたします。この第3期中心市街地活性化基本計画策定に向けては、既に産学官で構成している弘前市中心市街地活性化協議会が構成されております。この第3期中心市街地活性化計画の策定に当たっては、国で施行されている中心市街地の活性化に関する法律、いわゆる中心市街地活性化法に基づいて策定をしなければなりません。そういった中で、この弘前市中心市街地活性化協議会の中心市街地活性化法の中での法的な立てつけ、役割はどうなっているのかお伺いいたします。

3点目をお伺いいたします。弘前市中心市街地活性化協議会の会長が、報道等によれば、再三にわたって、この市民会議の設置に当たって、市が素案を出すべきだろうという意見をマスコミの前でも表明されております。このことに対して、市としてどういう見解をお持ちなのかお伺いいたします。

◎商工労政課長(佐々木 幸生) 中心市街地活性化基本計画策定事業、3点質疑をいただきました。

1点目、アドバイザー業務委託料の中身、内訳でございます。

アドバイザー業務委託料の委託先は、弘前大学を予定しておりますが、弘前大学と共同研究で実施する方法を考えておまして、委託内容につきましては、第3期の中心市街地活性化基本計画の策定に当たり、多様な団体及び幅広い世代の市民等の意見やニーズを聴取し計画に反映していくこととしていることから、それらの業務でありまして、市民会議等での講演会やパネルディスカッションのコーディネーター、他市の事例紹介のほか、会議、ワーキング等で出た意見の取りまとめと、事業実現に向けたアドバイスや調整、計画策

定に向けた提言等を考えております。

委託期間は、本年7月から令和8年3月までで予定しております。

また、専門家、いわゆるアドバイザーですけれども、弘前大学教育学部の北原啓司特任教授と、弘前大学大学院地域社会研究科の土井准教授を想定しているところでございます。

続きまして、中心市街地活性化協議会の法的な立てつけと役割でございます。

弘前市中心市街地活性化協議会については、弘前商工会議所が事務局を担っていただいております。市も構成員となっております。これは、中心市街地活性化に関する法律に基づいて設置される法定の協議会であり、これまでも計画策定と事業推進の中核的な役割を担っていただいていると考えております。

これまで計画の策定に当たりましては、当時の商業環境や年代に応じて、その時代に即した方法で事業関係者などから意見を聴取してきたところでございますが、第3期の計画策定においては、意見聴取の一つの方法として、市民参加型の弘前まちなか未来会議などを設置し、まちを訪れる、まちを活用する方々からも広く意見・ニーズを聴取し、専門家の助言を得ながら、計画を策定してまいりたいと考えております。

次に3点目、中心市街地活性化協議会の会長から、市のほうでビジョン等を示すべきであるというような発言があるということに対してお答えいたします。

これまで、当市における第1期、第2期の中心市街地活性化基本計画の策定に当たりましては、副市長を委員長といたします弘前市中心市街地活性化基本計画推進会議及びその作業部会でありますプロジェクトチームにおいて、計画の方向性や掲載事業などについて、庁内で協議してまいりました。また、それと並行する形で、弘前商工会議

所が事務局を担う中心市街地活性化協議会において、民間事業者と連携した事業の構築や計画づくりの事務調整を進めてきたところでございます。

今後においても、これまでと同様に、中心市街地活性化協議会と連携し、協議会内に設置するワーキンググループで議論を重ねながら、今後開催する弘前まちなか未来会議などでの検討内容も加え、第3期の基本計画の中で、中心市街地活性化の方針案をまとめてまいります。

◎16番（木村 隆洋委員） 答弁漏れとは言いませんが、質疑には答えていないのかなと思います。

中心市街地活性化協議会、法的な立てつけを聞いたのですが、第9条に当たっては、市町村はこの中心市街地活性化基本計画を策定するに当たって、活性化協議会を構成していれば、この意見を聞かなければならない。これは義務づけであります。法的に義務づけされております。そういう意味では、この法律の中での立てつけが全然意味合いが違う。実施計画をするに当たっては、市町村は活性化協議会に対して意見を聞かなければならないとうたっております。その意味では、この第3期中心市街地活性化基本計画をつくっていく中の協議会の位置づけというのは、これは国で示している中心市街地の活性化に関する法律上、第9条の中でかなり明確にうたわれています。今回、それを基に改めて質疑させていただきます。

今の課長のは答弁になっていないような気はするのですが、活性化協議会の会長が、市がまず素案を出すべきだろうと、この未来会議について発言しています。新聞報道等によれば、6月13日の市長の定例会見において、市が素案を出して、それに対して市民の方が意見を言うやり方は、昭和・平成のやり方だというふうには発言したと報道されております。どういった点が、昭和・平成のやり方なのか、1点目、お伺いいたします。

あわせて、今回、弘前まちなか未来会議を弘前大学との共同研究で創設するとうたわれてあります。その中に様々な市民が参画できるワークショップ型のまちなか未来ラボを構成すると言っております。これが、どの部分がこれまでの昭和・平成ではないやり方なのか、2点目、お伺いいたします。

あわせて3点目、先ほど私のほうからも、弘前市中心市街地活性化協議会の法的な立てつけをお話しさせていただきました。この弘前まちなか未来会議と法的な立てつけがある弘前市中心市街地活性化協議会とのすみ分けはどのように考えているのか、3点目、お伺いいたします。

◎商工労政課長（佐々木 幸生） 3点、お答えいたします。

まず1点目、報道等である昭和・平成のやり方ということに関してですが、市ではこれまで、年代や当時の商業環境に応じまして、中心市街地活性化に向けた各種の計画を策定してまいりまして、にぎわい創出のために様々な検討を加えてまいりました。その際においては、その時代に即した方法で、事業関係者などから意見を聴取してきたところでございます。

第3期の中心市街地活性化基本計画の策定に当たりましては、これまで同様に市と中心市街地活性化協議会とがそれぞれの役割を担って、弘前まちなか未来会議での議論と並行して、計画の方向性や内容を協議してまいります。

次に2点目……（「ちゃんと答弁してよ。答弁になっていないよ」と呼ぶ者あり）まちなか未来ラボが今までのやり方とどう違うのかということでございます。

今までは中心市街地活性化協議会と市とでワーキンググループをつくりながら、庁内、あとは協議会の皆様と一緒に議論を重ねて、素案をつくって、最終的に法定協議会であります活性化協議会

に意見を聞いて、案をまとめてきたところでございます。

今回はそれに加えて、まちを活用する方、まちに来る方等の様々な方の意見を聞くという作業を加えたものであります。このやり方につきましては、ほかの活性化基本計画を策定している自治体においても市民会議等を設置している事例がございますので、そちらも参考にしながらやるということでございます。

3点目、中心市街地活性化協議会と市民会議のすみ分けということでございます。

商工会議所が事務局を担う中心市街地活性化協議会は、法律に基づいて設置される法定の協議会であります。これまでも中核的な役割を担っていただいております。

計画の策定に当たりましては、当時の商業環境等に応じて時代に即した方法で、事業関係者などから意見を聴取してきたところでございますが、第3期の計画策定においては、意見聴取の一つの方法として、市民参加型のまちなか未来会議などを設置し、幅広い意見・ニーズを聴取し、専門家の意見を得ながら計画を策定してまいりたいと考えております。

中心市街地活性化協議会においては、これまで同様、法に基づいて意見を聞いて、最終的に素案を策定していくプロセスに変わりはありません。

◎16番（木村 隆洋委員） 私は単純に、昭和・平成とやり方が違うのがどこかということ、市長が定例会見でおっしゃっていたので、それを伺いたかったのですが、何が違うのか、幾ら聞いても今までとどう違うのか、正直、私の理解力が足りないのか、ちょっとあまりにも、分からない。何が違うのかと。これは市長が定例会見でおっしゃっているので、どの部分が違うのかという、報道もされています。地元紙2紙にも報道さ

れているので、その部分を聞いてもちょっとなかなか理解できない。

最後に、ちょっと観点・視点を変えてお伺いいたします。

この弘前まちなか未来会議、また、そこに附属機関として設定されるワークショップを行うまちなか未来ラボ、これがもしこれまでと違う画期的なものであるのであれば、これまで市は中心市街地のための様々なワークショップを行ってきたと思いますが、これまでどのような中心市街地の活性化のためのワークショップをどれだけ行ってきたのか。そして、企画課になるのかも分かりませんが、これまで市が主催で行ったものをどのように成果として表してきたのか、最後、お伺いいたします。

◎商工労政課長（佐々木 幸生） 弘前市で主催して行ったまちづくりに関するワークショップでございますが、企画部門、都市計画部門、商工部門、様々な部門でそのような意見交換会等は実施していると思います。

ただちょっと、その成果については、私は全部把握できておりませんが、これまで商店街ともワークショップ等色々重ねておりますので、今回のまちなか未来ラボというものが全く新しい画期的なものになるとはちょっと考えておりませんが、できるだけ多く……（「言っていることが違うではないか」と呼ぶ者あり）専門家のコーディネートの下、皆様から共感を得られる計画づくりに反映できる意見をまとめられるよう努力してまいります。

◎16番（木村 隆洋委員） 今、3回の質疑の中で、答えていないなということに関してもあまり言わないできました。今のは答弁になっていないと思います。委員長のほうで采配をお願いいたします。

◎委員長（外崎 勝康委員） 今、木村委員から

ありましたように、やはり答弁内容が曖昧であるというようなお話がありましたので、木村委員、もう一回質疑してもらえますか。

◎16番（木村 隆洋委員） では、委員長からの御指名ですので、もう一回言います。

私は、繰り返しになりますが、市長が6月13日の定例会見において、法的な立てつけがある、国が施行している中心市街地の活性化に関する法律、いわゆる中心市街地活性化法に基づいて設置されている弘前市中心市街地活性化協議会の会長が、弘前まちなか未来会議を設置するに当たって弘前市が素案を出すべき、ビジョンを出すべきだろうとの発言をしています。そのことに関して、市長が定例会見において、市が素案を出して市民が意見を言うやり方は、昭和・平成のやり方だというふうにおっしゃっています。これは報道もされております。そういった中において、この弘前まちなか未来会議、それに附属されるワークショップを行うまちなか未来ラボ、これがこれまでとどう違うのかということを中心に質疑をさせていただきます。

最後、これをこれまでと違う部分を明らかにするのであれば、これまで弘前はまちづくり、中心市街地活性化に関して、これまで市主催で様々なワークショップを行っていると思います。ですので、ある意味、昭和・平成ではないやり方を検証するためにも、特にワークショップは平成になってからだと思いますので、平成ではないやり方を検証するためにも、これまで中心市街地、まちづくりに関しての、どういったワークショップを市として行ってきたのか、このまちなか未来ラボがこれまでとどう違うのかを検証するためにも聞いています。これまで中心市街地まちづくりに関してどのようなワークショップを行ってきたのか。そして、そのワークショップを行った結果をどのように成果に反映させてきたのか、これまでとの

違いを検証するためにお伺いしております。

◎商工部長（岩崎 文彦） ただいまの質疑でございますけれども、これまでのワークショップとどう違うのかということといたしますか、今まで中心市街地活性化基本計画をつくるために、市と、それから法定協議会というところでやってきたわけですが。その中では、今、御説明申し上げたような、それ以外の明確なワークショップでありますとか、市民未来会議というものを設置してやってきたというのは、今までなかったものですから、そういった部分では、今までとちょっとやり方が違っているということでございます。

これから、その中で、ワークショップ自体のやり方が違うのかということとはございませんけれども、その中で出てきた意見を、市の中でも、また法定協議会とも共有しながら、一緒になって方向性を見いだしながら、計画をつくっていききたいということでございます。

◎7番（竹内 博之委員） 私も今の中心市街地のところについて聞きたいと思います。13ページの7款1項2目です。

今、新聞報道についての言及が木村委員からありました。私も6月20日の地元紙を見ると、商工会議所の会頭が、市に対してビジョンを示せと。具体的にどういう発言をしたかというのは、新聞紙上からは全部分からないですけれども、未来会議を設置するに当たっても、市がビジョンを示すべきではないかと、私はそういう意味合いで捉えているのですが、今現在、弘前市として、この第3期中心市街地活性化基本計画をつくるに当たって、どんなまちにしたいのかというビジョンを、そもそもお持ちなのでしょうか。

私は昨年、津軽広域連合の視察で、犬山城に皆さんと行ってきたのですけれども、例えば城下町であることは共通であると思いますが、城下町からまちに下りてくるときに、いわゆる町並みとい

うものに統一感を持たせているとか、そういったものが恐らく市としてどういうまちにしたいのかというビジョンにつながる部分だと思うのですけれども、今現在、市としてのビジョンというものを、そもそもお持ちなのでしょうか。

あと、ビジョンを示せと言われている立場として、ビジョンをお示しするつもりはあるのでしょうか。

◎商工労政課長（佐々木 幸生） 市としてのビジョンということでございます。

弘前市では、現在、中心市街地活性化ビジョンを定めております。その中で、将来像を三つ定めておまして、一つ目は暮らす、二つ目は働く、三つ目は訪れるということで、一つは便利で生き生き伸び伸びと暮らせるまち、二つ目は働く、多様な事業活動によってにぎわいあふれるまち、三つ目、幅広い人が訪れ、新しい発見や体験ができるまちとなっております。

第3期に当たりましてビジョンを示すのかということでございますけれども、そこは、先ほどもお答えしましたけれども、中心市街地活性化協議会と意見を交わしながら、市民会議の意見をまとめて、最終的なビジョン、方針案になるのかなと考えております。

◎7番（竹内 博之委員） 今回の課長の答弁だと、今ある市の中心市街地活性化ビジョンに基づいて、今後、まちなか未来ラボとかで意見を収集していくという理解になるのですか。そのビジョンで十分なのかなというところは、私の中での懸念もありますし、その意味合いとしても、すみません、もう一回確認なのですけれども、この新聞報道に出ている、弘前まちなか未来会議、まちなか未来ラボでしたか、未来会議にどんなまちにしたいのかのビジョンを、今現在、市としては示しているつもりだということですよ。それを確認したいのと、あと、先ほど犬山城の事例を出しま

したけれども、先ほど先輩の委員からも専門家に丸投げではないかというような話もありましたけれども、私は市の職員のやりがいか、市役所職員としての働きがいみたいところで、まさにこういう局面で、どんなまちづくりをしたいかと希望を持って入ってきている人たちが恐らく座っていらっしゃる皆さんだと思うので、もうちょっと職員の皆さんの力を、このビジョンを示すというところに反映できないのかと考えるのですけれども、これは私の思いも入っていますが、いずれにしても答弁をお願いいたします。

◎商工労政課長（佐々木 幸生） まず、今現在のビジョンですが、これは今現在定めているものでありますので、これからこのビジョンの中身も含めて、これを基にいろいろな議論を重ねていきまして、新たな方針案、ビジョンを定めていくというような作業になるかと思えます。

あと、市の職員でございますが、今設置します未来会議、まちなか未来ラボに対して、参画していただいて様々な分野で意見を出してもらうように、今調整しているところでございます。

◎7番（竹内 博之委員） ちょっとごめんなさい、私の質疑の仕方もよくないのかもしれないのですけれども、今、行政側がビジョンを示せと言われております。それに対して、行政としては、十分に今のそのビジョンを示しているとお考えなのか。今の話だと、話を聞きながら一緒にやってみてみたい感覚ではなくて、その前段ではないですか。話を合わせるにしても、ビジョンを示さなければいけないという問題提起に対してお答えください。今現在、自分たちは十分に示していると思っているのかどうかということを、そこ、一言で終わるではないですか。

◎商工労政課長（佐々木 幸生） これからのビジョンについては、今後定めていくということになります。

（「議事進行について」と呼ぶ者あり）

◎16番（木村 隆洋委員） 先ほども質疑していますが、何も答えていないと思います。

竹内委員もビジョンを現段階できちんと示しているのか・示していないのかと、単純な質疑をしています。イエス・ノーです。

委員長、采配をお願いいたします。

◎委員長（外崎 勝康委員） 暫時休憩します。

〔午前11時18分 休憩〕

〔午前11時20分 開議〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎商工部長（岩崎 文彦） 大変失礼しました。

今あるビジョンというのは活性化の、つくってある計画のビジョンはございます。それも踏まえながら、これから新しいビジョンというのを一緒にやってつくっていくということでございますので、今の段階でこれだと示すもの、固まったものというのはございません。いろいろなものがございますので、いろいろな意見を聞きながら、関係部署のいろいろな思いを聞きながら、これから一緒にやって、そのビジョンというのを明確にしていくということになります。

◎17番（千葉 浩規委員） 四つありますので、辛抱してください。

一つ目は、2款2項2目の10ページの総合収納システム改修業務委託料についてです。

基幹業務システムの標準化に伴い、何ゆえ総合収納システムの改修が必要になるのか、また、その財源について答弁をお願いします。

二つ目は、7款1項2目、13ページの中心市街地活性化基本計画策定アドバイザー業務委託料についてですが、ほぼ質疑が出尽くした感じがするのですが、私からも少し質疑があります。このアドバイザー業務委託料の業務内容とかスケ

ジュールは分かったのですけれども、それだけではなくて、計画策定全体のスケジュールです。素案ができた後も含めての全体のスケジュールはどうなっているのかということが一つです。

もう一つ、ビジョンがなかなか固まっていないというふうな答弁があったわけですけれども、素案をつくるまでに、スケジュールとしては、8月に始まって、来年2月までに委託するということですが、およそ半月しかないということなので、かなり短期間のうちにビジョンもつくって進めていくということになるのかなと思うのですが、そこで、新聞報道にもあったし、一般質問でもあったのですが、ワークショップ——まちなか未来ラボの開催の仕方、複数回とあったのだけれども、一体いかほど開くのかなと。複数回といえば2回やっても複数回ですから。1回でなければ複数回なので、どういうふうになるのか、仕方ですね。

あと、専門家の役割として、計画策定に向けての提言とあったわけですけれども、この短期間だから、半年しかないわけだから、この策定に向けての提言とあるのだけれども、どんな成果物が出てくるのかなと。さらに、市民会議で方向性をまとめるというふうにしていましたけれども、どんな形になって出てくるのかなと。これがきっちりできたものであれば、すんなり素案まで行けるのですが、箇条書程度で終わったり、そうになってしまうと後の作業も大変になってくると思うので、具体的にどんな形を取るのかと。

また、市民会議から示された方向性まで、誰が素案に仕上げるのかということ、まず1回目質疑させていただきます。

続きまして、8款4項4目の13ページ、弘前市地域公共交通会議負担金追加です。

これまでの経過と、追加事業の概要、財源について答弁をお願いします。

四つ目は、10款2項1目、10款3項1目の14

ページ、15ページの11節役務費になります。

小・中学校ネットワーク回線更新事業についてです。接続不具合の内容やその原因、あと、インターネット回線の更新の内容等の概要、財源、スケジュールについて答弁をお願いします。

◎**収納課長（三上 透）** 総合収納システムの改修業務について答弁いたします。

収納システムを改修する理由とその概要ですが、まず概要について、総合収納システムは、銀行窓口で市税等を納入した際の納付済通知書、いわゆる切符というふうに言っていますけれども、この切符から収納情報を取得して、電子データとして市へ納品するためにOCR読み込み、データの集計、消し込みデータの作成、仕分等を行い、データの受渡し等を行う専用のシステムであります。

システムを改修する理由ですが、令和8年度から基幹システムの標準化に伴いまして、基幹システムから出力される切符の仕様が変更になることが国から示されたため、これに対応するためにシステム改修をしようとするものであります。

財源ですけれども、財源は全額一般財源としております。

スケジュールにつきましては、本補正予算が成立いたしましたら、速やかに納入業者である株式会社青森みちのく銀行と契約をいたしまして、年度内にテストを重ねた上で改修を終えるというふうにスケジュールリングしております。

◎**商工労政課長（佐々木 幸生）** 中心市街地活性化基本計画に向けた全体のスケジュールということでございますが、第3期の基本計画の策定スケジュールにつきましては、国の認定スケジュールに沿う形で、令和8年3月に、まず概要版を国へ提出いたします。その後、国との調整や市の推進会議及び中心市街地活性化協議会での協議を経て、計画の素案を来年度の8月に国に提出する予

定となっております。その後、市民の皆様から広く意見を伺うため、市民会議等に加えてパブリックコメントを実施し、令和8年度内での認定を目指すこととしております。

続きまして、まちなか未来ラボについてでございます。

まず、まちなか未来ラボでございますが、弘前まちなか未来会議に参加いただいたメンバーを中心に、専門家のコーディネートの下、テーマごとのワークショップ形式で、9月頃から複数回、予算の積算上は4回開いて実施する予定となっておりますけれども、その計画の実効性を高めるような事業構想、にぎわい創出に向けたアイデアを出し合う機会を、その後も継続的に設けていきたいと考えております。

弘前大学にお願いする提言ということでございますけれども、基本的に弘前まちなか未来会議の中で出てきたアイデアをまとめていただいて、成果物みたいなものはございませんけれども、その都度、提言、助言を頂くというようなイメージでございます。

方向性でございますけれども、この弘前まちなか未来会議においては、最後に取組成果として公表していきますけれども、その後、中心市街地活性化協議会の中で意見を聞いて、最終的に素案を策定する流れになりますので、この弘前まちなか未来会議の中で素案をまとめるというような位置づけではございません。

◎地域交通課長（羽賀 克順） 地域公共交通会議の負担金、こちら、追加で4400万円追加したのですけれども、まず、この負担金の追加の内容なのですけれども、市内を運行する複数の公共交通機関による定額乗り放題サービス、いわゆる公共交通のサブスクとして、ひろさきMaaSの実証事業を今回追加したいと思っております。

それで、これまでの経緯なのですけれども、昨

年度、同じ実証事業を実施しております、昨年度は高校生以上の学生を対象に、市内を発着する弘南バス、弘南鉄道、それから乗合タクシー、こちらをスマートフォンを通じて定額乗り放題としたもので、令和7年1月から2月までの期間で実施してまいりました。

今回の追加事業の概要なのですが、今年度は国の日本版MaaS推進・支援事業、こちらのほうを採択いただきまして、昨年度の実証事業で課題でありましたアプリの機能の高度化、具体的にはキャッシュレス決済の実現とか、経路検索の機能をつけるとか、乗降データを自動で取得する、そういった機能のほか、デジタル地域通貨機能を付与することとし、また、対象者や事業期間を拡大することとして、今回実証事業を実施したいと考えております。

また、財源については、先ほどの国から採択いただいた補助金約2053万3000円、また県からの委託料450万円を特定財源として充てておりまして、残り1896万7000円を市で賄おうとしているところでございます。

◎学校整備課長（安田 広記） 小・中学校ネットワーク回線更新事業についてです。

まず、不具合の内容と原因、更新の内容につきましてですが、現在、小中学校ではNTTが提供しますインターネット回線を利用しておりますが、複数の学校においてインターネットに接続しづらい、または接続できないという現象が月に数回発生しており、授業や校務に支障を来すことがありました。原因についてNTT側に調査を依頼したのですけれども、回線に問題なしという回答だけしか頂けておりませんでした。これについては、後にインターネット回線の収容局側の問題であると判明しております。

このことから、現在の回線よりも接続環境の改善が見込まれ、また、回線利用料も安価となるN

EC社提供のNGN-XLinkというものに契約を変更するものです。

次に、財源とスケジュールについてですが、財源につきましては、国の公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金を活用いたします。スケジュールですが、令和8年1月から新たな回線での運営を開始する予定としております。

◎17番（千葉 浩規委員） 2回目です。

まず、総合収納システム改修業務委託料についてですが、現在の総合収納システムの仕様を基幹業務システムに合わせるということで、国が無理くり進めようとしているわけですが、そうであるならば、国が財政的に支援してくれてもいいのではないかと。なぜ全部一般財源でやらなければいけないのだろうか。その辺の考えについて答弁をお願いします。

あとは、中心市街地活性化基本計画策定アドバイザー業務委託料についてですが、こちらについては、私はこの半年で全てについて結論が出るのはやはり難しいのかなという気がするし、あとは答弁を聞いていると、完成は令和8年度中だということなので、私は、ワークショップ——まちなか未来ラボを、たったの半年で終わらせるというのは、ちょっと残念だなという気がするのです。というのは、八戸のホームページを見ると、いわゆるまちなか未来ラボ的なことをずっとやって、外部からの知見を取り入れたりとかしているのですよね。なので、私は、業務期間が過ぎた後もこの活動を継続して、外部からの知見を取り入れる機会も持ちながら、そこに参加した人たちがまちづくりの担い手として成長していただくと、その中で素案を一層充実させていくということも必要ではないかなというふうに思うわけです。そこで、ワークショップ——まちなか未来ラボ、市民会議、これを継続していく考えはないのか、答弁をお願いしたいと思います。

続きまして、弘前市地域公共交通会議負担金追加についてです。

ひろさきMaasの利用状況、追加事業の対象者の規模と期間、スケジュール、今後の構想について答弁をお願いします。

あとは、小・中学校ネットワーク回線更新事業についてですが、現在契約しているNTT回線そのものに不具合があったのか、それとも、後になってから不具合が出始めたのか。最初からだったならばちょっと問題なのだけでも、その後になって不具合が出始めたのかということと、あとは、NGN-XLinkを利用する利点、あとは、どうして1月——半年後になるのかということで答弁をお願いします。

◎収納課長（三上 透） 総合収納システムの改修業務に当たって、国の財源があってしかるべきではないかという御質疑でございます。

国から示されている補助対象経費は、標準準拠システムへ移行するために必要な経費であって、具体的には、調査等準備経費、文字の標準化・データ移行等に要する経費、環境構築に要する経費などとなっております。

また、対象となるシステムとして、住民基本台帳や個人住民税などの基幹系システムとされております。したがって、総合収納システムは、金融機関と市が連携するものであって、基幹系システムにはなっていないことから、補助対象には該当せず、今回、一般財源というふうに計上させていただいたものであります。

◎商工労政課長（佐々木 幸生） まちなか未来ラボの今後の方向性についてお答えいたします。

まちなか未来ラボにおいては、それぞれが思い描く、今後のまちの在り方や実効性のある提案や意見をまとめることとしておりますけれども、提案が具体化できるようにフォローアップする場を継続的に開催し、プレーヤーの育成と交流の場に

もつなげていきたいというふうに考えております。

また、特に実効性や実現度の高いものについては、個別に小さなワーキンググループをつくるなどして、都度、継続的に実施してまいりたいと考えております。

◎地域交通課長（羽賀 克順） まず、ひろさきMa a Sの利用状況なのですけれども、昨年度、令和7年1月から2月まで2か月実施いたしましたが、月当たり100名募集したところ、最終的には42名の利用者と参加いただいたところでございます。

また、追加事業の規模、期間なのですが、今年度、11月から来年2月までの4か月間を予定しております。月当たり200名募集をしたいと考えております。

今後のスケジュールですけれども、来月7月に事業者と契約いたしまして、その後システム開発に動きたいと思っております。また、秋にはそのテスト、それから実際参加者の申込みを募集したいと思っております。その後、11月に利用を開始しながらデータの分析を行い、また、2月には事業を終了し、国へ実績報告をしたいと思っております。

今後の構想なのですけれども、ひろさきMa a Sの定着、また持続可能な仕組み、体制の構築を見据え、令和9年度をめどに、この公共交通のサブスクリプションモデルと言われているひろさきMa a S、こちらの実装を目指していきたいと考えております。

◎学校整備課長（安田 広記） NTT回線の不具合が最初からなのか、後からなのか。あと、NGN-X L i n kの利点や、1月からなのはなぜかというところがございます。

これまでも1人1台端末を整備してまいりました。活用が進んできますと、どうしても通信量が

増えてきてしまうので、インターネットの速度が遅くなる学校も出てきておりました。それに対してはその都度契約内容を見直して、改善してきているところですが、しかしながら、令和5年12月頃から、インターネットが繋がらないといった接続の不具合の発生が月に数回あったということになりますので、最初からではなく、後になってからこの現象が起きていたということになります。

NGN-X L i n kを利用する利点ですけれども、現在利用している回線が法人や個人が混在していたり、接続方式も利用者が多かたり通信量が多くなると、混雑して影響が大きいという方式であるのに対しまして、新たなシステムは法人向けの回線で、接続についても混雑しづらいような接続方式になっていることから、高速かつ安定的な通信が期待できるという特徴がございます。

なお、既存回線からの切替えのためのネットワーク機器の設定の変更や、新たなシステムの接続工事に必要な期間、こちらがおおよそ三、四か月と言われておりますことから、令和8年1月からの運用を予定しているものでございます。

◎17番（千葉 浩規委員） 3回目は二つです。

地域公共交通会議負担金追加についてです。

私はよくバスの乗り継ぎで何回か失敗してしまっていて、こちらに行っているときに乗り換えるバスがそちらを走っているということもままあるのです。やはりバスが遅れるというのは仕方がないことなのですけれども、バスの位置情報がどこを走っているのか分かると、次にタクシーで行くのか、諦めて歩いて行くのかと判断できるのですけれども。それで、バスの位置情報をお知らせするという機能が今回つくのかどうか、つくると大変便利だと思うのですが、その辺の答弁をお願いします。

あと、小・中学校ネットワーク回線更新事業に

ついてですけれども、結局、国の指導でデジタル化がどんどん進んで、さらなる大容量の通信が発生して、今回、新規でもう一回入れ直すというふうになったのですけれども、こうやって国がどんどんデジタル化を推進しているのであれば、国の初期導入費の補助が3分の1というのは少ないのではないのかなと、もっと増やしてほしいなというふうな感想があります。

あとは、今後、校務システムの稼働とかデジタル教科書とかデジタル教材、様々なものの活用が本格化すると思うのです。そうすると、さらなる大容量の通信が発生するということが予想されると思うのです。前回はNTTのときは、最初は大丈夫だよと言ったけれども、後になって不具合が生じると。今回も大丈夫だと思っていたけれども、爆発的な通信量が発生して、また不具合が生じるかもしれない。そんなことがあるのだろうかと思うのですが、その対応はどうなっているのか、答弁をお願いします。

◎地域交通課長（羽賀 克順） バスがリアルタイムにあと何分で到着するか、バスの位置情報をお知らせする機能かと思っておりますが、今年度、こちらの事業ではそこまで盛り込んではないというのが事実であります。ただ、並行して今年度、県のほうで青森県内における路線バス等のGTF Sデータ整備登録支援業務を実施しております、県のほうに相談しながら、なるべく早くそういったバスの位置情報を知らせる機能が実現できるように、事業者と一緒にまた働きかけていきたいと思っております。

◎学校整備課長（安田 広記） 今後、校務であったり、授業でのさらなる活用で、通信量がさらに増えていくことが想定されております。これまでも定期的にネットワークの状況については教育委員会で確認しておりますし、問題が発生するおそれがあると考えられる場合につきましても、

現在は弘前市内ではまだないですけれども、今後予定されている10ギガ回線への契約変更につきましても検討していくなど、学校において安定した通信環境を確保していきたいと考えております。

◎委員長（外崎 勝康委員） 昼食のため、暫時休憩いたします。

〔午前11時44分 休憩〕

〔午後 1時00分 開議〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎26番（工藤 光志委員） 7款1項2目、委託料であります。

中心市街地、午前中も非常に多くの委員が質疑をして、聞いていました。私は基本的な問題で、今、第3期の計画を策定するということでもありますので、振り返って、第2期の基本計画の中で、その計画を事業化をしてやったもの、事業化してもやれなかったもの、初めから計画はあるけれどもやらなかったものは何々ですか。

まだもう一つあります。

次に、10款4項2目です。委託費ですけれども、この施設管理費の追加についてお尋ねしたいと思います。

まずは、令和7年度の当初予算は幾らであったのか。今まだ6月ですので、6月で令和7年度予算の執行を始めた頃であります。その中で、もう追加の補正予算を組むという段階で、まず当初予算をお知らせください。

それから、管理施設の数です。全部の数を教えてください。その場所と施設名、その施設の管理の範囲。それからもう一つは、委託先はどこか。

◎商工労政課長（佐々木 幸生） 中心市街地活性化基本計画の第2期における実施できた事業と実施できなかった事業ということでございます。

第2期計画は、平成28年度から令和4年度まで

の計画内において実施しておりました。吉野町緑地周辺整備事業や民間のハード整備事業のほか、空き店舗対策や街歩き観光などのソフト事業の実施により、回遊性の向上によるにぎわいの創出が図られました。

第2期計画の最終フォローアップにおいては、掲載事業の全てが着手または完了済みとなっておりますが、一部事業については、工事を見合わせたものもございます。その一部工事といたしましては、中央弘前駅前広場の拡張整備でございます。

◎文化財課長（石岡 博之） 10款4項2目の委託料の追加について答弁いたします。

まず、今回の更新の内容に関しましては、公開武家住宅、旧岩田家住宅のサワラの生け垣に雪害を受けたことから修繕するものであります。雪害は当初予算で見込んでいなかったもので、補正予算で修繕する形になったものでございます。

あと、管理施設でございますけれども、同委託料に盛っているのは、今言った公開武家住宅、市有漆畑の管理、旧紺屋町屯所の機械警備・消防設備の点検等、松並木の管理業務、瑞楽園の機械警備等、埋蔵文化財施設の管理、禅林広場の清掃、堀越城の管理費、旧石戸谷家住宅の管理費、旧藤田家住宅の管理、また、大浦城址の除雪管理等になっております。

面積等に関しましては、申し訳ありません、手元に資料がないので現時点では答弁できません。

◎26番（工藤 光志委員） まず、中心市街地のことで質疑したいのですが、第2期計画は令和4年度までとなれば、令和8年度で策定すると、実質5年、6年、7年、8年の4年間は計画がないまま、いろいろな中心市街地活性化に関する事業をやるということになるわけでしょうか。

それから、もう一つは、途中で事業をやめたことによって、民間に悪い影響を与えた件はあるの

か・ないのか。もし、悪影響を与えたものであれば、その悪影響を与えた民間事業の方の損失はどのくらいなのか教えてください。

その事業の計画にあるものをやらなかった理由、やらなかったのではなくやらなかった理由。ほぼ100%だけれども、この事業だけはやらなかったということなのですけれども、そのことを教えてください。

それから、施設管理費のことでお聞きしたいのですが、機械の管理、建物の管理、その建物の周辺の敷地は入っていないのでしょうか。

◎商工労政課長（佐々木 幸生） まず、中心市街地活性化基本計画の第2期計画後の動きについてお答えいたします。

令和4年度までが、第2期中心市街地活性化基本計画の計画期間となっておりますが、その後、現在は、中心市街地活性化ビジョンを策定しておりまして、中心市街地における将来像、取組の方向性を定めて、それにのっとり各取組を進めている状況でございます。

第2期計画の中で実施できなかった事業で与えた影響ということではよろしかったでしょうか。その中身については、様々な要因等があるとは思いますが、具体的に与えた額とか、そのようなものは、私のほうでは現在把握できていない状況でございます。

◎文化財課長（石岡 博之） 施設の管理エリアというようなお話だと思います。これに関しましては、建物だけでなく、その敷地の土地も含めて、全てが管理エリアに該当いたします。

◎26番（工藤 光志委員） 今、聞いた範囲では、令和8年度に国のほうに計画を上げると。それでは計画はもう過ぎてしまっているのです。許可が下りるまで年数がかかるのですよ。本来であれば、第2期計画が終わる段階で、もう既に計画をしていなければならないはずなのです。ビジョ

ンもこれからだということであれば、3年、4年間は基本計画は空白になるわけです。なぜ空白の期間が2年、3年にもなるのでしょうか。

行政というのは継続性が必要なのですよ。でも、計画のない期間でも継続性を持って、第2期計画の延長線上でやっているのかどうか、最後にお聞きしたいと思います。

それから、文化財のことですけれども、今、敷地も含めて管理してもらっているということなのですが、先ほど、場外で課長とも話しましたが、草がぼうぼうのところもあります。担当課が違って、ほかの担当課ではきちんと草刈りもして、そして、市民の目に優しいような形で整備されている、きれいにしているなど。ところがその一面に草がぼうぼうのところがあるのですよ。それをそのまま放置しておいていいものかどうか、市民から苦情が来ているのですよ。だから、その周辺であれば、場所もきちんと確認させましたけれども、確認した人はまだこのままでいいという判断なのではないでしょうか。それを即刻やるべきではないでしょうか。

◎商工労政課長（佐々木 幸生） 第2期の計画が終了次第、すぐに計画を策定しなかった理由なのですけれども、前回の基本計画期間終了後、切れ間なく第3期を策定することも当時検討していた中で、やはりハード事業等の絡みもありまして、国の認定を受けるための要件などをクリアするのが難しいという判断に至ったという経緯がございます。その中で当時、国の認定計画にとらわれず中心市街地の活性化をしていくにはどうすればよいか、様々な意見を聴取しつつ検討を行った結果として、市独自に中心市街地活性化ビジョンを策定することになったものでございます。

◎文化財課長（石岡 博之） 草刈り等の委託管理費に関しましては、大規模な、例えば堀越城とか大森勝山遺跡とかに関しましては、草刈りとし

て委託料を計上しております。そのほかの小規模なところに関しましては、直営またはその状況に応じて予算を流用するなどして対応してまいっております。また、限られた予算でありますので、そのタイミングによっては草が伸びるように見えたりという部分もありますので、そういう見苦しいということであれば、再度確認して早急に対応したいと考えております。

◎委員長（外崎 勝康委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（外崎 勝康委員） 次に、議案第80号令和7年度弘前市水道事業会計補正予算(第1号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（京野 直文） 議案第80号令和7年度弘前市水道事業会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出の予定額、資本的収入及び支出の予定額を改めようとするも

のであります。

水1ページをお開き願います。

第2条、収益的収入及び支出のうち、収入では、消費税及び地方消費税還付金2377万3000円を追加し、合計を47億936万1000円に改め、支出では、委託料など340万円を追加し、合計を39億2256万2000円に改めようとするものであります。

水2ページをお開き願います。

第3条、資本的収入及び支出のうち、支出では、施設購入費333万8000円を追加し、合計を67億1964万7000円に改めようとするものであります。これによる資本的収入及び支出の収支差引不足額については、損益勘定留保資金などにより調整しようとするものであります。

そのほか、水3ページから水11ページにかけては、実施計画などを添付してございますので、御参照くださるようお願いいたします。

説明は以上であります。

◎委員長（外崎 勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（外崎 勝康委員） 次に、議案第81号令和7年度弘前市下水道事業会計補正予算(第1号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（京野 直文） 議案第81号令和7年度弘前市下水道事業会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出の予定額並びに資本的収入及び支出の収支差引不足額に係る補填財源の内訳を改めようとするものであります。

下1ページをお開き願います。

第2条、収益的収入及び支出のうち、収入では、その他雑収益888万2000円を追加し、合計を57億6675万円に改め、支出では、消費税及び地方消費税など95万2000円を減額し、合計を52億9912万6000円に改めようとするものであります。

下2ページをお開き願います。

第3条は、資本的収入及び支出の収支差引不足額について調整しようとするものであります。

そのほか、下3ページから下13ページにかけては、実施計画などを添付してございますので、御参照くださるようお願いいたします。

説明は以上であります。

◎委員長（外崎 勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（外崎 勝康委員） 最後に、議案第92号令和7年度弘前市一般会計補正予算(第4号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長（今井 郁夫） 議案第92号令和7年度弘前市一般会計補正予算(第4号)について御説明いたします。

その内容は、歳入歳出予算の総額に3055万4000円を追加し、補正後の額を886億1416万9000円としようとするものであります。

歳出予算について御説明いたしますので、7ページを御覧ください。

4款衛生費2項清掃費2目じん芥処理費の2200万円は、官民連携による再生可能エネルギー設備導入可能性調査業務委託料及び地域課題を解決する脱炭素手法導入可能性調査業務委託料を計上するものであります。

7款1項商工費3目観光費の855万4000円は、ひろさきガイド学校運営業務委託料を追加するほか、歴史的建造物と地場産業を活用した高付加価値滞在型観光創出事業業務委託料を計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明いたしますので、4ページにお戻り願います。

歳出予算に対応する特定財源として、16款国庫支出金、20款繰入金のうち、人材育成基金繰入金をそれぞれ計上するほか、20款繰入金のうち、財政調整基金繰入金の追加1619万7000円をもって、

全体予算の調整を図るものであります。

説明は以上であります。

◎委員長（外崎 勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

◎4番（三浦 行委員） 7款1項3目観光費のひろさきガイド学校運営事業について質疑します。

おとし、ひろさきガイド学校が開校しました。申込みの人数と卒業した人数、また、現在所属しているガイド団体は何団体かお伺いします。

また、今年のガイド学校のスケジュールを伺います。

◎観光課長（早坂 謙丞） ひろさきガイド学校の御質疑ですが、令和5年度にひろさきガイド学校を創設しました。令和5年度は基礎クラスなど3クラスを開設しまして、定員70名に対して91人の申込み、卒業した人数が54人となっております。

令和6年度はインバウンドクラスなど4クラスを開設しまして、定員数を設けていないクラスもあるため、定員数の合計は申し上げられませんが、95人の申込みがありまして、卒業した人数が49人となっております。

それから、ひろさきガイド学校の運営委員会に所属している観光団体の数だと思いますが、5団体となっております。

今年度のガイド学校のスケジュールですが、現在、事務局を務めております弘前観光コンベンション協会と、監修をお願いしているインバウンドガイド協会と最終調整をしておりますが、できれば来週には募集を開始しまして、8月下旬には開校式を行い、年内いっぱい講義、実地研修を行う予定としております。

詳細が決まりましたら、速やかに情報を発信してまいりたいと思っております。

◎4番（三浦 行委員） 再質疑ですが、このイ

ヤホン等無線ガイドシステムの性能と、具体的な活用方法をお伺いします。

◎観光課長（早坂 謙丞） このイヤホンシステムですけれども、1セット当たり、送信機2機と受信機30機を6セット準備する予定としております。

観光ガイドが送信機を装着し、お客様が耳かけ式イヤホン受信機を装着して、無線機能で案内を行うもので、購入を想定しているイヤホン等無線ガイドシステムは、充電式の軽量のもので、最大通話可能距離約150メートルの機器を準備したいと思っております。

機器の導入によりまして、ガイドツアーに参加するお客様を対象として案内ができるほか、周辺的环境音の影響を受けずに案内ができるため、ガイドを行う人、それからお客様にとってストレスがないガイドができること、快適で質の高いガイドが提供できるものと考えております。

◎4番（三浦 行委員） この無線システムは、早坂課長の御答弁のとおり、大変優秀だなど思いましたので、当市の豊富な観光スポットで有効活用することを要望して終わります。

◎1番（須藤 江利加委員） 私からは、4款2項2目12節の部分で、7ページでございます。

こちらに二つ委託料が書いてありまして、官民連携による再生可能エネルギー設備導入可能性調査業務委託料と地域課題を解決する脱炭素手法導入可能性調査業務委託料と、今回、調査に関わる委託料が二つ入っているわけですが、これまでゼロカーボンシティ推進事業というものが既に当市では行われておりまして、先に確認をしたところ、いろいろとあるわけです。エコ診断とか、置き配ボックス普及推進事業とか、いろいろあるわけです。今回新たに調査として委託料が追加になった中で、今回の業務の概要についてお伺いしたいと思っております。

◎環境課長（葛西 正樹） お答えいたします。

まず、官民連携による再生可能エネルギー設備導入可能性調査業務の概要でございますが、行政と民間事業者などが連携して、太陽光や風力、バイオマスなど、自然界に存在するエネルギー、いわゆる再生可能エネルギー利用のための設備導入を進めるための調査を行うものであります。

次に、地域課題を解決する脱炭素手法導入可能性調査業務とは、地域社会が抱える様々な問題を解決するために、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化を図りながら取り組む方法、具体的な方法などについて調査を行うものでございます。

続いて、こちらの業務を実施するに至った経緯につきましてですけれども、先ほどおっしゃいました既存事業とかに加えてやっていくという意味合いでございますが、当市は令和6年2月にゼロカーボンシティひろさきの宣言を行っておりまして、今後の脱炭素の取組を検討していく中で、当市の地域特性に合った事業をどういうふうに展開していけばよいかということを経済省に相談したところ、そのアドバイスもございまして、この本事業の申請を行って5月に採択になりましたので、今回、補正予算へ計上したというものでございます。

◎1番（須藤 江利加委員） ありがとうございます。

今ので、大まかにはどういうものなのかという経緯の部分も分かったわけなのでございますけれども、実際、言葉としては伺っていても、調査のイメージというのがあまり湧かないところなのですが、具体的に調査の内容とかどうか分かりませんが、やっていく中でどのような効果が今後期待できるのかというところをもうちょっと知りたいのですが、お伺いできますでしょうか。

◎環境課長（葛西 正樹） まず、それぞれの調

査業務の具体的な内容についてでございますけれども、官民連携による再生可能エネルギー設備導入可能性調査業務につきましては、例えば公共施設と民間施設を数十か所程度グループにして、そこで太陽光発電設備等の導入設置を検討して、そのスケールメリットを生かして、設備購入費用や工事費等の設置コストの削減を図るというような採算性の高い事業モデルを構築できないかということ进行调查するものでございます。

次に、地域課題を解決する脱炭素手法導入可能性調査業務につきましては、電力の需要と供給に関する調査を地域新電力とともに行うことで、まずは地域の電力需要量を予測し、それに見合う再生可能エネルギーの設備導入や、太陽光発電設備の設置がどこにどのぐらい必要かというようなことを調査していくというものでございます。

業務の実施によって期待している効果でございますけれども、地域に根差した再生可能エネルギーを導入するための手法を確立して、それを官民一体となって運営体制を構築することによって、当市の公共施設や事業所、家庭における電気代の削減につながるということが期待されまして、その上、再生可能エネルギーの使用割合も高まっていくということで、ゼロカーボンシティの推進やエネルギーの地産地消、持続的な再生可能エネルギーの導入につながるということを期待しているものでございます。

◎1番（須藤 江利加委員） ありがとうございます。

何となくのイメージは少しだけついたところなのですが、最後に1点だけ、やはり省エネというところはかなりスピード感を持ってやる必要があると思うわけで、今回、調査をする過程になるかと思うのですが、この調査というのは、期間としてはいつぐらいまでやっていくことになるのか、分かればいいので、そこだけ教え

てもらいたいです。

◎環境課長（葛西 正樹） こちらにつきましては、委託期間としては今年度ということになりますけれども、1月で、その途中での調査の結果を報告してもらおうというようなことを考えております。これは、これから我々がいろいろな計画を立てていく中で必要な調査ではありますけれども、これを基にいろいろなことを検討していくということになります。

◎17番（千葉 浩規委員） 7款1項3目、7ページの歴史的建造物と地場産業を活用した高付加価値滞在型観光創出事業業務委託料についてです。

委託される業務の概要と、委託先、効果、スケジュール、財源について答弁をお願いします。

◎観光課長（早坂 謙丞） 業務の概要でございますが、観光庁の補助事業を活用しまして、地域独自の観光資源や宿泊などを組み合わせて高付加価値化し、ひろさきガイド学校で育成したガイドの案内による滞在型ガイドツアーの構築を目指すものです。

具体的には、津軽塗、ブナコ、津軽組子細工などの地場産業と連携した体験型の観光コンテンツの造成ですとか、藤田記念庭園内の建造物での試行的宿泊や、既の実施している寺泊など特色ある施設を高付加価値化した宿泊モニターなどの実施、さらには、ひろさきガイド学校の修了生が自家用車ですとかレンタカーで案内するガイドツアーなどを計画しております。

スケジュールといたしましては、令和6年7月から令和7年2月までを予定しておりまして、具体的には、議決後、7月から関係者と詳細を調整し、8月には企画をまとめようと思っております……失礼しました、令和7年7月から令和8年の2月までを予定しております。

それから、9月と10月にはモニターツアーなど

を行いまして、11月以降は関係者と検証作業を行い、精査した上で年内には販売まで持っていきたいと思っております。

委託先でございますが、委託先は、公益社団法人弘前観光コンベンション協会と一般社団法人クランピオニー津軽を想定してございます。

財源につきましては、補正額706万円につきまして、国の訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の地域観光魅力向上事業というのを活用します。補助率は400万円までが10分の10、400万円を超える部分については2分の1の補助となっております。このことから、553万円が国からの補助となり、残り153万円は市の単独となります。

それから、効果につきましては、新たな観光コンテンツの創出を図る、具体的には今説明した地場産業とか伝統工芸と歴史的建造物などを観光としてつなげまして、国内外からの新規観光客及びリピーターの獲得が期待できるところであります。またあわせて、滞在時間を長くする仕掛けをすることで、観光消費額の増加にもつながるものと期待しております。

◎17番（千葉 浩規委員） 大変魅力的な国の補助事業だなど、大盤振る舞いだなと思います。

それで、観光庁の地域観光魅力向上事業を活用していると伺っているのですが、観光庁のこの事業の目的、あと、全国でいかに採択されているのか、答弁をお願いします。

◎観光課長（早坂 謙丞） 観光庁の地域観光魅力向上事業の目的ですけれども、将来にわたって持続的に地域誘客が促進されるよう、地域資源を活用した収益性が高く、独自性、新規性のある観光コンテンツの開発から、適切な販路開拓や情報発信の総合的な支援を行い、中長期的にわたって販売可能なビジネスモデルづくりを支援するとございます。

全国の採択件数ですが、一次公募採択で272件

となっております。

◎17番（千葉 浩規委員） やはり200以上の自治体がもう手を挙げて採択されているということですが、本当に地域間の集客合戦の様相でないのかなと思うわけです。そういう中で、どのようにして、弘前らしさや魅力を打ち出して、滞在型観光を推進するのか、答弁をお願いします。

◎観光課長（早坂 謙丞） 本市には、自然や歴史、文化、伝統に基づく多彩で優れた観光資源を活用しながら、弘前さくらまつりをはじめとした四大まつりを核とした通年観光に取り組んでいるところでございます。

様々な地域で誘客に取り組んでいる中で、本市におきましても、弘前観光コンベンション協会などの関係団体や関係者と連携しながら、観光資源のさらなる磨き上げや新たな掘り起こし、さらには、本市での滞在中にじっくりと体験、体感できる観光コンテンツを創出し、様々な観光資源を多様に組み合わせることで、観光客が本市への滞在時間を長くする取組を進めていきたいと思っております。

それらの取組の情報は、しっかりとターゲットを絞って、訴求力のある情報発信を行っていききたいと思っております。

◎委員長（外崎 勝康委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありません。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（外崎 勝康委員） 以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

〔午後 1時36分 散会〕

委員長 外 崎 勝 康